岡山市国民健康保険 特定保健指導 業務仕様書 参 考 資 料 集

〇参考資料 1 「外部委託基準」~抜粋~

(「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定 に基づき厚生労働大臣が定める者」平成25年厚生労働省告示第92号)

- 〇参考資料 2 特定保健指導対象者の階層化に関する資料
- 〇参考資料 3 「実施方法基準」

(「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び 第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の 実施方法」平成25年厚生労働省告示第91号)

- 〇参考資料 4 電子化報告が必要な実績評価の内容に関する資料
- ○参考資料 5 継続的な支援のポイント構成に関する資料
- ○参考資料 6 特定保健指導の実施者に関する資料

〇参考資料 1 「外部委託基準」~抜粋~

(「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」平成二十五年厚生労働省告示第九十二号)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第十六条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十年厚生労働省告示第十一号)は平成二十五年三月三十一日限り廃止する。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)の実施を委託する場合にあっては、第1に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)の実施を委託する場合にあっては、第2に掲げる基準を満たす者とする。なお、令和12年3月31日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第1 <省略>

- 第2 特定保健指導の外部委託に関する基準
 - 1 人員に関する基準
 - (1) 特定保健指導の業務を統括する者(特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援(実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。)及び積極的支援(実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。)の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。)が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
 - (2) 常勤の管理者(特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。)が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
 - (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接(面接による支援 (面接による支援の内容を分割して行う場合においは、特定健康診査結果(労働安全衛生法(昭和47年 法律第57号)その他法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。

- 4の(6)において同じ。)の全てが判明した後に行う支援を含む。)、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価(行動計画の策定の日から3月以上経過後に行う評価をいう。)を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (4) 積極的支援において、積極的支援対象者(実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。)ごとに、特定保健指導支援計画の実施(特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。)について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
- (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者(実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。)又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者(平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。)第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
- (6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
- (7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の再委託先や他の健 康増進施設等と必要な連携を図ること。
- (8) 特定保健指導実施者(実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを行う者をいう。以下同じ。)は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。
- (9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4) に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。
- 2 施設、設備等に関する基準
- (1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
- (2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- (3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整

っていること。

- (4) 健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること。)。
- 3 特定保健指導の内容に関する基準
- (1)特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成25年厚生労働省告示第91号)に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
- (2) 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム(支援のための材料、学習教材等を含む。)は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
- (3) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
- (4) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
- (5) 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
- (6) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断 した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を 図ること。
- 4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
- (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
- (2) 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
- (3) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- (5) 保険者の委託を受けて特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理 (組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底すること。
- (6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、 技術的、人的な安全対策等)を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への 情報漏洩えい、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。
 - ア 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びに リモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。
 - イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること(例えば、特定健康診査の結果のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等)。
 - ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けること については、必ず本人の同意を得ること。

- エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査 の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。
- (7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果 に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って 提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号 の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。
- 5 運営等に関する基準
- (1) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を 実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこ と。
- (2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- (3) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売(商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等)等を行わないこと。
- (4) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の 向上に努めること。
- (5) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (6) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- (7) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要 を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載 等)により、幅広く周知すること。
 - ア 事業の目的及び運営の方針
 - イ 統括者の氏名及び職種
 - ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - エ 特定保健指導の実施日及び実施時間
 - オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額
 - カ 事業の実施地域
 - キ 緊急時における対応
 - ク その他運営に関する重要事項
- (8) 特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。
- (9) 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、 特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (10)虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (11) 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け

付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合に は、当該苦情の内容等を記録すること。

- (12) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。
- (13) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。 ア 委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。
 - イ 保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
 - ウ 保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して 行うこと。
 - エ 再委託先及び再委託する業務の内容を(7)に規定する規程に明記するとともに、(7)に 規定する規程の概要にも明記すること。
 - オ 再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。

〇参考資料 2 特定保健指導対象者の階層化に関する資料

(「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」をもとに作成)

特定健康診査の結果が下表に該当し、かつ糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に関する薬剤を服用していない人が、積極的支援又は動機付け支援の対象として階層化される。

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象* ⁴	
	血糖、脂質、血圧*2	* ³	40~64歳	65~74歳
≧85cm (男性)	2つ以上該当	有無両方	積極的	
≧90cm (女性)	1つ該当	あり	支 援	動機付け
*1		なし	3	发 援
	3つ該当	有無両方	積極的	
上記以外で	2つ該当	あり	支 援	動機付け
$BMI \ge 25$		なし	3	援 援
	1つ該当	有無両方		

- *¹腹囲に代えて内臓脂肪面積を測定する場合は、「内蔵脂肪面積が100平方cm 以上の者」と読み替える。
- *2追加リスクはそれぞれ次のとおりである。

血糖…空腹時血糖が100mg/dl以上又はHbA1c (NGSP) が5.6%以上

脂質…空腹時中性脂肪が150mg/d1以上又は随時中性脂肪175mg/d1以上 又はHDLコレステロール40mg/d1未満

血圧…収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上

- *³質問票において「以前は吸っていたが最近1ヶ月は吸っていない」場合は、「喫煙なし」 として扱う。
- *4年齢区分は、特定健診・特定保健指導の対象年齢同様、実施年度中に達する年齢とする(実施時点での年齢ではない。)

〇参考資料 3 「実施方法基準」

(「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」平成二十五年厚生労働省告示第九十一号)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成二十年厚生労働省告示第九号)は、平成二十五年三月三十一日限り廃止する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。)の結果に基づく特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。)については、なお従前の例による。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定 に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第7条第1項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法(以下「動機付け支援の実施方法」という。)は、第1に掲げるとおりとし、実施基準第8条第1項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法(以下「積極的支援の実施方法」という。)は、第2に掲げるとおりとする。なお、令和12年3月31日までの間は、第1の2の(4)のウ並びに第2の2の(5)及び(15)のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第1 動機付け支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

原則1回の支援とすること。ただし、特定健康診査(高齢者の医療確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という)第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ)の結果(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。)の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき動機付け支援対象者(実施準第7条2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。)に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日から一週間以内に面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。

2 支援内容及び支援形態

(1) 動機付け支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自

- ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。
- (2) 特定健康診査及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況 に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価(行動計画の策定の日から 3月以上経過した後に行う評価をいう。以下同じ。)を行うこと。
- (3) 面接による支援(面接による支援の内容を分割して行う場合おいては、特定健康診査を受診した日から一週間以内に行う面接による支援及び特定健康診査の結果全てが判明した後に行う支援とを合わせたもの)は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
 - ア 生活習慣と特定健康診査の結果との関係を理解すること、生活習慣を振り返ること、 メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識を習得すること及びそれらが 動機付け支援対象者本人の生活に及ぼす影響の認識等から、生活習慣の改善の必要性 について説明すること。
 - イ 生活習慣を改善する場合の利点及び改善しない場合の不利益について説明すること。 ウ 食事、運動等、生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。
 - エ 動機付け支援対象者の行動目標や実績評価の時期の設定について支援するとともに、 生活習慣を改善するために必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援す ること。
 - オ 体重及び腹囲の計測方法について説明すること。
 - カ 動機付け支援対象者に対する面接による指導の下に、行動目標及び行動計画を作成すること。
 - キ 支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ(1グループはおおむね8 人以下とする。)当たりおおむね80分以上のグループ支援とすること。ただし、面接 による支援の内容を分割て 行う場合において、特定健康診査の結果全が判明した後 支援については、面接に代えて電話等により行うことができる。
- (4) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
- ア 実績評価は、個々の動機付け支援対象者に対する特定保健指導(法第18条第1項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)の効果について評価するものであること。
- イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が 見られたかどうかについての評価を行うこと。
- ウ 必要に応じて評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から3月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。
- エ 実績評価は、面接又は通信(電話又は電子メール、FAX、手紙等(以下「電子メール等」 という。)をいう。以下同じ。)により行い、評価結果について動機付け支援対象者に 提供すること。

第2 積極的支援の実施方法

- 1 支援期間及び頻度
- (1) 初回に面接による支援を行うこと。ただし、特定健康診査の結果一部が判明している場合であって、当該結果に基づき積極的支援対象者(実施基準第8条2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。)に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日から一週間以内に初回の面接による支援を行う場合は、当該支援の内容を分割

して行うことができる。

(2) 積極的支援対象者に対し、初回の面接による支援(面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援を含む。以下この(2)おいて同じ。)が終了した後、3月以上の継続的な支援を行うこと。ただし、積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援(3月以上の継続的な支援を含むものに限る。)を終了した者であって、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一程度減少していると認められるものについては、初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は3月以上の継続的な支援を行うこと。

2 支援内容及び支援形態

- (1) 積極的支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とし、積極的支援対象者の身体状況及び生活習慣の改善を重視して支援を行うこと。
- (2) 特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の 状況に関する調査の結果を踏まえ、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化(以下「行 動変容」という。)の状況を把握し、当該年度及び過去の特定健康診査の結果等を踏まえ、 積極的支援対象者が自らの身体状況の変化を理解できるよう促すこと。
- (3) 積極的支援対象者の健康に関する考え方を受け止め、積極的支援対象者が考える将来 の生活像を明確にした上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体 的に実践可能な行動目標を積極的支援対象者が選択できるよう支援すること。
- (4) 積極的支援対象者が具体的に実践可能な行動目標について、優先順位を付けながら、 積極的支援対象者と一緒に考え、積極的支援対象者自身が選択できるよう支援すること。
- (5) 医師、保健師又は管理栄養士は、積極的支援対象者が行動目標を達成するために必要な特定保健指導支援計画を作成し、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うこと。
- (6) 特定保健指導実施者(実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行う者をいう。(12)のエにおいて同じ。)は、積極的支援対象者が行動を継続できるように定期的に支援すること。
- (7) 積極的支援を終了する時には、積極的支援対象者が生活習慣の改善が図られた後の行動を継続するよう意識付けを行う必要があること。
- (8) 初回の面接による支援(面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日から一週間以内に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたもの)は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。
- (9)3月以上の継続的な支援については、(11)、(12)及び(14)に規定する方法により算定するポイントの合計で特定保健指導の終了を判断することとし、合計で180ポイント以上の支援を行うことを最低条件とすること。
- (10) 支援の方法は、次に掲げるものとすること。

ア 積極的支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ、積極的支援対象者の必要性に応じた支援をすること。

イ 食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

- ウ 進捗状況に関する評価として、積極的支援対象者が実践している取組内容及びその結果についての評価を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。
- エ 行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行うこと。
- (11) 積極的支援対象者の身体状況及び生活習慣の改善に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとすること。

ア 実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲が2センチメートル以上かつ体重が2キログラム以上減少したと認められた場合又は体重が当該年度の特定健康診査の体重の値に0.024を乗じて得た値(キログラム)以上かつ腹囲が該当値(センチメートル)以上減少したと認められた場合 180ポイント

イ 実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲が1センチメートル以上かつ体重が1キログラム以上減少したと認められた場合 20ポイント

- ウ 特定保健指導により食習慣の改善が認められた場合 20ポイント
- エ 特定保健指導により運動習慣の改善が認められた場合 20ポイント
- オ 特定保健指導により喫煙習慣の改善(禁煙)が認められた場合 30ポイント
- カ 特定保健指導により休養習慣の改善が認められた場合 20ポイント
- キ 特定保健指導によりその他の生活習慣の改善が認められた場合 20ポイント
- (12) 支援の方法に係るポイントの算定及びその他要件は、次に掲げるものとすること。 ア 個別支援は、1回当たり70ポイントとすること。ただし、支援1回当たり10分間以上の支援を行うこと。
 - イ グループ支援(1グループはおおむね8人以下とする。)は、1回当たり70ポイントとすること。ただし、支援1回当たり40分間以上の支援を行うこと。
 - ウ 電話支援は、1回当たり30ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分間以上の支援を行うこと。
 - エ 電子メール支援は、1 往復(特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必要な情報のやり取りを行うことをいう。)の支援を1回とし、1回当たり30ポイントとすること。
- (13) 支援の方法に係るポイントの算定は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
 - ア 同日に複数の支援を行った場合は、いずれか1つの支援のみをポイントの算定対象とすること。また、同日に同一の支援を複数回行った場合であっても、ポイントの算定対象となるのは1回の支援のみであること。
 - イ 特定保健指導と直接関係のない情報(次回の支援の約束や雑談等、特定保健指導の実施と直接関わりがない情報をいう。)のやり取りはポイントの算定対象としないこと。
 - ウ 電話支援又は電子メール支援を行うに当たり、行動計画の作成及び提出を依頼するための電話又は電子メール等によるやり取りは、ポイントの算定対象としないこと。

- (14)特定保健指導の初回面接による支援に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとすること。
 - ア 特定健康診査を受診した日に初回の面接による支援を行った場合 20ポイント イ 特定健康診査を受診した日から一週間以内に初回の面接による支援を行った場合 10ポイント
- (15) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
 - ア 実績評価は、個々の積極的支援対象者に対する特定保健指導の効果について評価するものであること。
 - イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が 見られたかどうかについての評価を行うこと。
 - ウ 必要に応じて評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、3月以上の継続的な支援が終了した後(3月以上の継続的な支援を行わない場合においては、行動計画の策定の日から3月以上経過した後)に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。
 - エ 実績評価は、面接又は通信を利用し、積極的支援対象者に提供すること。
 - オ 実績評価は、第2の1の(2)に掲げるところより行う支援の最終回とともに実施して も構わないこと。

〇参考資料 4 電子化報告が必要な実績評価の内容に関する資料

(「令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」令和5年11月16日付け健生発1116第2号、保発1116第1号をもとに作成)

特定保健指導の利用結果については、初回時面接の終了後と実績評価の終了後の2回、電子データによる報告が必要である。電子化報告が必要な実績評価の項目は下表のとおり(費用決済にかかる項目等は省略)。

●動機付け支援 実績評価の電子化報告内容

評価情報

- 実績評価時の腹囲
- 実績評価時の体重
- ・実績評価時の腹囲・体重の改善…未達成、1 c m・1kg、2 c m・2kg
- ・実績評価時の保健指導による生活習慣の改善(食習慣)…未達成、達成、目標なし
- ・実績評価時の保健指導による生活習慣の改善(運動習慣)…未達成、達成、目標なし
- ・実績評価時の保健指導による生活習慣の改善(喫煙習慣)
 - …禁煙未達成、禁煙達成、非喫煙、禁煙目標なし
- ・実績評価時の生活習慣の改善(休養習慣)…未達成、達成、目標なし
- ・実績評価時の生活習慣の改善(その他の生活習慣)…未達成、達成、目標なし

その他情報

- ・実績評価の実施日付
- ・実績評価の支援形態又は確認方法…個別支援(対面)、個別支援(遠隔)、グループ支援 (対面)、グループ支援(遠隔)、電話、電子メール等
 - ・実績評価の実施者 …医師、保健師、管理栄養士、その他

●積極的支援 実績評価の電子化報告内容

・中間評価の実施者

評句					
・中間評価時の腹囲					
・中間評価時の体重					
・中間評価時の腹囲・体重の改善…未達成、1	c m • 1kg 、 2 c m • 2kg				
・中間評価時の生活習慣の改善(食習慣)…	に達成、達成、目標なし				
・中間評価時の生活習慣の改善(運動習慣)	…未達成、達成、目標なし				
・中間評価時の生活習慣の改善(喫煙習慣) …禁煙未達	成、禁煙達成、非喫煙、禁	煙目標なし			
・中間評価時の生活習慣の改善(休養習慣)	…未達成、達成、目標なし				
・中間評価時の生活習慣の改善(その他の生	活習慣)…未達成、達成、	目標なし			
・実績評価時の腹囲					
・実績評価時の体重					
・実績評価時の生活習慣の改善(栄養・食生活	舌)…変化なし、改善、悪化	この指標選択			
・実績評価時の生活習慣の改善(身体活動)・	··変化なし、改善、悪化の指	標選択			
継続的な支援の	実施に関する情報				
・支援の実施日付					
・支援の支援形態…個別支援(対面)、個別グループ支援(対面)、グループ支援(対面)、グループ支援(遠		実施回数に応じ、各回 ごとに報告データを 作成。 形態別に回数、時間、			
・支援の実施時間 ポイント合計のデータも報告。					
・支援の実施ポイント					
・支援の実施者…医師、保健師、管理栄養士、その他					
その他情報					
・中間評価の実施日付 ・継続的な支援の終了日					
・中間評価の支援形態	・実績評価の実施日付				
・中間評価の実施時間 ・実績評価の支援形態					
・中間評価の実施ポイント・実績評価の実施者					

○参考資料 5 継続的な支援のポイント構成に関する資料

(「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)」から抜粋)

継続的な支援のポイント構成

	腹囲2.0cm以上かつ		1900	
ア	体重2.0kg」	以上減少※	180p	
ウ	腹囲1.0cm以上かつ		20	
1	体重1.0kg	以上減少	20p	
カ	食習慣の改	女善	20p	
厶	運動習慣の)改善	20p	
評	喫煙習慣₫)改善(禁煙)	30p	
価	休養習慣の)改善	20p	
	その他の生	E活習慣の改善	20p	
		個別支援	支援1回当たり70p	
	支援種別	四別又版	支援1回当たり最低10分間以上	
		グループ支援 電話	支援1回当たり70p	
			支援1回当たり最低40分間以上	
			支援1回当たり30p	
プ			支援1回当たり最低5分間以上	
			支援1往復当たり30p	
セ		電子メール等	1往復=特定保健指導実施者と積極的支援者の間	
ス			で支援に必要な情報の共有を図ることにより支	
評			援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断	
価			するまで、電子メール等を通じて支援に必要な	
			情報のやりとりを行うことをいう。	
	早期実施	健診当日の	20p	
		初回面接 健診後1週間以内	200	
			10p	
		の初回面接	100	

※当該年度の特定健康診査の結果に比べて腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している場合 (又は当該年度の健診時の体重の値に、0.024を乗じた体重(kg)以上かつ同体重(kg)と同じ値の腹囲(cm)以上減少している場合)

〇参考資料 6 特定保健指導の実施者に関する資料

(「令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」令和5年11月16日付け健生発1116第2号、保発1116第1号をもとに作成)

- ●「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」
 - ・「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」は、平成20年4月現在において、 1年以上反復継続して(必ずしも継続した1年間である必要はない。)、保険者が保健事業 として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して 実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に専ら携わった経験を有する看護師 のことをいう。
 - ・特定保健指導実施機関は「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」が特定保健指導に従事する予定がある場合は、岡山市に対し、保険者や事業主等が作成した1年以上 実務を経験したことを証明する文書(「実務経験証明書」という。様式は問わない。)を提出すること。
 - ・「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」は、令和12年3月31日までの経 過措置として、初回時面接・行動計画の策定・実績評価及び3か月以上の継続的支援の実施 者として認められている。
- ●「食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者」 (1)食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
 - i) 必要な資格等

下表の「資格等」欄のいずれかに該当し、かつ「必要な研修」欄に示す研修を受講した者とする。

資格等	必要な研修
	「食生活改善指導担当者研修(平成20年厚生労
看護師、栄養士、薬剤師、	働省告示10号別表2)」を終了していること
助産師、准看護師、歯科衛生士	岡山市に対し、当該研修を終了したことを証明
	する文書を提出することが必要
	平成29年10月30日付け健発1030第1号、保発1030
旧THP指針に基づく	第6号別紙2の追加研修を受講していること
産業栄養指導担当者	*平成20年3月31日までに産業栄養指導専門研修
	(旧THP指針別表5)を修了した者は研修受講の必要なし
	平成29年10月30日付け健発1030第1号、保発1030
旧THP指針に基づく	第6号別紙3の追加研修を受講していること
産業保健指導担当者	*平成20年3月31日までに産業保健指導専門研修
	(旧THP指針別表6)を修了した者は研修受講の必要なし

旧THP指針とは、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」 (昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号) のことを指す。

ii) 指導実施上の注意点

- ・医師、保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で食生活の改善指導を実施する。
- ・3メッツ以下の運動指導を実施することができる。
- (2) 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
 - i) 必要な資格等

下表の「資格等」欄のいずれかに該当し、かつ下表「必要な研修」欄に示す研修を受講した者とする。

資格等	必要な研修
	「運動指導担当者研修(平成20年厚生労働省告
看護師、栄養士、歯科医師、薬剤師	示第10号別表2)」を終了していること
助産師、准看護師、理学療法士	岡山市に対し、当該研修を終了したことを証
	明する文書を提出することが必要
財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士	
運動指導担当者	平成29年10月30日付け健発1030第1号、保発103 0第6号別紙4の追加研修を受講していること *平成20年3月31日までに運動指導専門研修(旧THP指 針別表2)を修了した者は研修受講の必要なし

ii) 運動指導実施者の指導実施上の注意点

・医師、保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師が 作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で運動指導を実施する。 $\mp \times \times \times - \times \times \times \times$

岡山市国民健康保険 特定保健指導利用券

令和XX年XX月XX日 交付

利用券整理番号	XXXXXXXXX				
受診券整理番号	XXXXXXXXX				
氏 名	NNNN NNNNNN<カナ>				
八 石	氏 名 NNNN NNNNN(漢字)				
生年月日	昭和XX(XXXX)年XX月XX日	性別	N		

あなたが利用する保健指導の名称	自己負担額
NNNNN	X X X X 円

- ※保健指導の回数は、動機付け支援は原則一回、 積極的支援は3か月以上の継続的な支援を複数回実施します。
- ※ 裏面の注意事項を必ずお読みください。

契約とりまとめ機関名	岡山市内医師会連合会	保険者番号並びに	00330019
支払代行機関番号		保険者の名称及び	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市
支払代行機関名	岡山県国民健康保険団体連合会	₽J	14 14 14

注意事項

1 特定保健指導を利用するときには、<u>この利用券と国民健康保険被</u> 保険者証を受付へ提出してください。

<u>どちらか一方だけでは、利用できません。</u>

<u>なお、特定健康診査の受診結果を参考にしますので、健診結果を</u> 記載したものをお持ちください。

- 2 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよい か確認のうえ、ご利用ください。
- 3 特定保健指導(動機づけ支援又は積極的支援)の最初の面接は、 表面に記載してある有効期限内に必ず受けてください。
- 4 特定保健指導の結果は、岡山市が保存し、必要に応じ、次年度以降の保健 指導等に活用します。また支払代行機関で点検を受けるほか、匿名化のう え国へ部分的に報告することもありますので、あらかじめご了承願いま す。
- 5 保健指導をより効果的に実施するために、大学等の研究機関が実施する分析・研究事業に、匿名化された特定保健指導結果を提供することがあります。自分の特定保健指導結果の提供を希望しない方は、特定保健指導利用券に記載してある有効期限内に、下記へお申し出ください。
- 6 不正にこの券を使用した人は、刑法により、詐欺罪として罰せられること もあります。

保健指導に関するお問い合わせ先

岡山市保健所 健康づくり課 けんしん専用ダイヤル

(086)803-1263 $\mp 700-8546$

岡山市北区鹿田町一丁目1-1

* 被保険者の資格がなくなったときは、この券を使用しての保健指導の利用はできません。すみやかに、国民健康保険被保険者証とともに、この券を岡山市国民健康保険課または各支所にお返しください。

特定保健指導支援計画及び実施報告書(例)

1	保健指導対象者名	利用券番号	2 保険者名	保険者番号
				·
3	保健指導機関名(番号)・保健指導責	任者名		
	総轄保健指導機関名	保健指導機関番号	保健指導責任者名(職種)	
				()
4	支援レベル		5 保健指導コース名	
	動機づけ支援			
	積極的支援		6 健診実施年月日	
	動機付け支援相当			
7	継続的支援期間			
	支援予定期間	週		
	開始(初回面接実施)年月日			
	終了年月日		週	
8	初回面接の支援形態・実施する者の	職種		
			実績	
	支援形態	個別支援(対面) 個別支援(遠隔	扇)・グループ支援(対面)・グループ支援(遠隔)	
	健診後早期の初回面接	実施なし・当日	日・1週間以内(当日は除く)	
	実施者の氏名			

医師・保健師・管理栄養士・その他

9 継続的な支援の支援形態・ポイント(計画)

実施者の職種

実施形態	回数	実施時間	ポイント
個別支援(対面)	(回)	(分)	(P)
個別支援(遠隔)	(回)	(分)	(P)
グループ支援(対面)	(回)	(分)	(P)
グループ支援(遠隔)	(回)	(分)	(P)
電話	(回)	(分)	(P)
電子メール等	(回)		(P)
合計			(P)

10 実施体制表(委託事業者)

	個別支援 (対面)	個別支援 (遠隔)	グループ 支援(対面)	グループ 支援(遠 隔)	電話	電子 メール等
A (機関番号)						
B (機関番号)						
C (機関番号)						
D (機関番号)						

11 保健指導の評価

1)中間評価

	実施年月日			支援形態	実施者の氏名	実施する者の職種	
計画	令和	年	月	日			
実施	令和	年	月	日			

2) 行動計画の実施評価

	身	淫施年	月日		支援形態	実施者の氏名	実施する者の職種
計画	令和	年	月	日			
実施	令和	年	月	日			

12 行動目標·行動計画

設定日時	令和 年 月 日	令和 年 月 日(中間評価)	令和 年 月 日
(設定した目標) 腹 体 体 収縮期血圧 拡張期削圧	cm(cm滅) kg(kg滅) mmhg mmhg kcal kcal	cm(cm滅) kg(kg液) mmhg mmhg kcal kcal	cm(cm滅) kg(kg滅) mmhg mmhg kcal kcal
(設定した計画) 腹囲・体重 行動計画(食習慣の改善) 行動計画(運動習慣の改善) 行動計画(喫煙習慣の改善) 行動計画(休養習慣の改善) 行動計画(その他の生活習慣の改善)	計画なし・1cm・1kg ・ 2cm・2 kg 計画あり・計画なし () 計画あり・計画なし () 計画あり・計画なし (未達成・1cm・1kg・2cm・2kg 未達成・達成・目標なし 未達成・達成・目標なし 禁煙未達成・禁煙達成・非喫煙・目標なし 未達成・達成・目標なし 未達成・達成・目標なし	未達成・1cm・1kg・2cm・2kg 未達成・達成・目標なし 未達成・達成・目標なし 禁煙未達成・禁煙達成・非禁煙・目標 なし 未達成・達成・目標なし 未達成・達成・目標なし
計画上のポイント(アウトカム評価の合計)	(P)	(P)	(P)

初回面接時に記入し、電子データ化 実績評価終了時までに順次記入し、電子データ化

13 保健指導の実施状況

1) 初回面接による支援

	機関名 (機関番号)	職種 (実施者名)	実施年月日	実施時間	腹囲	体重	収縮期血 圧	拡張期血圧	保健指導実施内容
		□医師□保健師	令和 年 月日	分	cm	kg	mmHg	mmHg	
初回		□管理栄養士 □その他			行動変容ス	テージ			
		()	□意思なし □意思あり(6か月以内) □意志あり(近いうち) □取得済み(6か月未満) □取得済み(6か月以上)						

2) 継続的な支援(プロセス評価)

) 桦柳:	総続的な支援(プロセス評価)													
		機関名 (機関番号)	職種 (実施者名)	実施年月日	実施時間	腹囲	体重	収縮期血 圧	拡張期血圧	生活習慣の 改善状況	支援形態	支援ポイント	累計 ポイント	コメント (任意)
	回目 中阁 官 官		□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 ()	令和 年 月 日	分	cm (cm滅)		mmHg	mmHg	□食習慣の改善 □運動習慣の改善 □喫煙習慣の改善 □休養習慣の改善	個別支援(対面)(分) 個別支援(遠隔)(分) グループ支援(対面)(分) グループ支援(遠隔)(分) 電話(分)電話(分)電話(分)			
	回中終実間で	()	□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 ()	令和 年 月 日	分	cm (cm滅)	-	mmHg	mmHg	□食習慣の改善 □運動習慣の改善 □喫煙習慣の改善 □休養習慣の改善	個別支援(対面)(分) 個別支援(遠隔)(分) グループ支援(対面)(分) グループ支援(遠隔)(分) グループ支援(遠隔)(分) 電話(分)電話(分)電話(分)			
	回 中終実		□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他	令和 年 月 日	分	cm (cm減)	kg (kg滅)	mmHg	mmHg	□食習慣の改善 □運動習慣の改善 □喫煙習慣の改善 □休養習慣の改善	個別支援(対面)(分) 個別支援(遠隔)(分) グループ支援(対面)(分) グループ支援(遠隔)(分) 電話(分) 電話(分)			
	回 中終実	()	□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 ()	令和 年 月 日	分	cm (cm減)	kg (kg滅)	mmHg	mmHg	□食習慣の改善 □運動習慣の改善 □喫煙習慣の改善 □休養習慣の改善	個別支援(対面)(分) 個別支援(遠隔)(分) グループ支援(対面)(分) グループ支援(遠隔)(分) 電話(分) 電話(分)			

14 行動計画の実績評価(アウトカム評価)(腹囲、体重は必須)

	機関名 (機関番号)	職種 (実施者名)	実施年月日	実施時間	腹囲	体重	収縮期血 圧	拡張期血圧	指導の)種類と改善	支援形態	ポイント (合計)
									腹囲・体重の改善	未達成 · 1cm·1kg · 2cm·2kg	個別支援(対面) (分)	
		□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 ()	令和 年 月 日	3 分) cm (cm滅)		mmHg	mmHg	食習慣の改善	未達成・達成・目標なし	個別支援(遠隔) (分)	
									運動習慣の改善	未達成・達成・目標なし	グループ支援 (対面)(分)	
実績									喫煙習慣の改善	禁煙未達成・禁煙達成・ 非喫煙・禁煙目標なし	グループ支援 (遠隔)(分)	
評 価									休養習慣の改善	未達成・達成・目標なし	電話 (分)	
									その他の生活習慣 の改善	未達成・達成・目標なし	電子メール等 (往復)	
	コメント(任意)											

15 評価合計ポイント(プロセス評価+アウトカム評価)

1											
	プロセ	ス評価	アウトカム評価	合計							
	初回面接	継続的な支援	実績評価	DāI							

岡山市国民健康保険 特定保健指導の利用者の方へ

令和 年 月 日

様

保健指導実施機関

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

岡山市国民健康保険の特定保健指導を、当機関で最初にご利用いただいた日から6か月が経過いたしました。保健指導時にご説明したとおり、最初の面接日から6か月経過後に、特定保健指導の実績評価を行うことになっています。評価を行うためには、目標(腹囲・体重等)の達成状況等をお聞きする必要があります。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、下記のとおりご連絡をいただき ますように、お願い申し上げます。

記

- 2. 連絡方法
- 3. 担当者名
- 4. その他

岡山市国民健康保険 特定保健指導の利用者の方へ

令和 年 月 日

様

保健指導実施機関

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

岡山市国民健康保険の特定保健指導を、令和 年 月 日にご利用いただいてから、残念なことに、ご利用のないまま2か月が経過いたしました。このままご連絡がない状態で1か月が過ぎますと、引き続いて特定保健指導をご利用いただくことができなくなります。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、下記のとおりご連絡のうえ、特 定保健指導の利用を再開してくださるよう、お願い申し上げます。

記

締め切り日までに連絡がない場合は、以降の利用はできなくなります。 ご注意ください。

- 2. 連絡方法
- 3. 担当者名
- 4. その他

<u>岡山市国民健康保険 特定保健指導 脱落候補者の通知</u>

岡山市健康づくり課(国民健康保険課) 特定保健指導担当者 行き

令和 年 月 日

(FAX:086-803-1758 Email: kenkou@city.okayama.jp)

特定保健指導を実施中の下記の方について、連絡がとれないため、脱落候補者としてお知らせいたします。□

保健指導実 住所·電話·実施機関	施機関 名称コード・担当者名							
<u><脱落候補者名簿</u>	章>							
利用券整理番号	保険証記号番号	氏	名	電話番号	住	所	中断した支援内容 (○囲み)	最終通知日
							継続的支援・実績評価	
							継続的支援・実績評価	
							継続的支援・実績評価	
							継続的支援・実績評価	
							継続的支援・実績評価	
							継続的支援・実績評価	
							継続的支援・実績評価	

<注意>

利用者への最終通知には、「通知日以降1か月までに実施機関に連絡をしていただくこと、及び継続的支援利用中の場合も打ち切る」旨を明示することが必要です。

通知日以降1か月を過ぎても実施機関に連絡がない場合は、自動的に脱落が確定します。